

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年11月22日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/mynumber.html">https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/mynumber.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山梨県個人番号の利用等に関する条例別表第一 第2の項 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	山梨県特別支援教育就学奨励事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により山梨県(以下「県」という。)が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づいて県が支弁する特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「令」という。)、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則(昭和29年文部省令第20号)、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(平成26年4月1日付け26文科初第27号。以下「算定要領」という。)及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		山梨県特別支援教育就学奨励事業実施要綱 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領